

別表

補助制度の名称		空き家地域利用応援制度／空き地活用応援制度（維持費用補助）
第3条関係 (交付対象)	目的・概要	空き家・空き地の減少・適正管理および地域の活性化のため、空き家・空き地を地域活動や交流の拠点として利用する場合の、転活用に関する維持費用を補助する。
	対象にできる 物件	<p>次の各号のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1) 神戸市の市街化区域内（ただし、土砂災害特別警戒区域を除く。）に存する空き家又は空き地（この別表において「空き家等」という。）であり、地域利用バンクに登録していること。ただし、継続申請する場合は、申請時点において空き家又は空き地であること及び地域利用バンクに登録していることを要しない。</p> <p>(2) 空き家の場合にあつては、従前は居住の用に供していた一戸建ての住宅又は長屋の一住戸であること。なお、居住以外の用途を兼ねるもののうち延べ面積の1/2以上を居住の用に供していたものを含む。</p> <p>(3) 過去10年の間に、この別表に基づく補助金又は「空き家地域利用応援制度／空き地活用応援制度」（維持費用補助に限る。）（この別表において「維持費補助等」という）若しくは「建築家との協働による空き家活用促進事業」の補助金の交付を受けていないこと。ただし、この別表に基づく補助の継続申請を行う場合はこの限りでない*。</p>
	要件	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) バンク登録団体に、空き家等を地域活動の用に継続的に供するために使用貸借をすること。ただし、継続申請の場合は、維持費補助等の交付を受けた補助と同一の使用貸借契約若しくは当該契約と同一条件による継続とみなせる使用貸借契約（年度途中で継続とみなせる契約を締結する予定の場合も含む）をしていること。</p> <p>(2) 2年以上の期間の使用貸借契約であること。</p> <p>(3) バンク登録団体は当該空き家等を地域活動に供するものとし、当該年度内の3月末日までに市長に活動報告を提出すること。</p> <p>(4) 補助事業者及びバンク登録団体は、市長の求めに応じて、当該空き家で行う地域活動について報告し、市が行う広報において事例として紹介されることに協力すること。</p> <p>(5) 当該空き家等の使用貸借によってバンク登録団体が地域活動を行うこと及び地域活動の内容並びに前号の広報への協力について、当該空き家等の所有者全員の承諾を得ていること。</p> <p>(7) 当該空き家等で行う地域活動が地域住民の生活に影響を及ぼ</p>

		<p>すと考えられる場合は、地域活動を開始する前に、当該地域住民に対してその内容や運営方法等を説明し、理解を得ながら地域活動を進めること。</p> <p>(8) 空き家の所有者と当該空き家の敷地の所有者が異なる場合においては、当該空き家の敷地の全所有者に、バンク登録団体が地域活動を行うこと及び地域活動の内容の承諾を得ていること。</p> <p>(9) バンク登録団体は、その構成員に対し、当該空き家等で行う地域活動により得られた収益を分配、又は、財産を還元しないこと。</p> <p>(10) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）その他関係法令を遵守すること。</p> <p>(11) 当該補助事業に対して、この別表に基づく補助金のほかに国又は地方公共団体から補助金の交付を受けないこと。</p> <p>(12) 当該補助事業にすでに着手していないこと。（ただし、継続申請の場合を除く）</p> <p>(13) この別表に基づく補助について同一所有者（当該空き家等の共有者の場合も含む）が補助事業を実施する年度につき 3 件を上限に交付するものとする。</p> <p>(14) 継続申請の場合は、初年度の申請により交付決定を受けた日から 5 年経過する日の属する年度以降は申請できない。ただし、令和 4 年度以前に初年度の申請を行った場合は、経過措置として令和 9 年度まで申請できる。</p>
	<p>申請をできる者</p>	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 地域利用バンクに登録している空き家等の所有者（ただし、継続申請の場合は、申請時点において地域利用バンクに登録していることを要しない。）</p> <p>(2) 当該空き家等の固定資産税及び都市計画税を納税している者であること</p> <p>次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。</p> <p>(1) 神戸市税の滞納のある者</p> <p>(2) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者</p>
	<p>対象にできる経費</p>	<p>次の空き家又は空き地の各場合に定められた合計額とする。</p> <p>なお、この別表において固定資産税及び都市計画税とは、神戸市市税条例（昭和 25 年 8 月条例第 199 号）の規定により補助対象者が所有する空き家及びその敷地又は空き地に対して神戸市が課する税をいう。ただし、空き家の敷地とは当該空き家を維持し、又はその効用を果たすために使用されている一団の土地をいう。</p>

		空き家	空き地
		(1)固定資産税相当額 (2)都市計画税相当額 (3)令和5年度以前に初年度申請を行い交付決定を受けた対象物件で継続申請を行う場合のみ、次に掲げる各号の空き家の床面積で定められた維持費相当額。 ア 50平方メートル未満 50千円 イ 50平方メートル以上 100平方メートル未満 75千円 ウ 100平方メートル以上 100千円	(1)固定資産税相当額 (2)都市計画税相当額
	補助金の額	補助対象経費（「対象にできる経費」のうち、補助金の交付の対象として計上する経費をいう。以下同じ。）の合計*。	
第4条関係 (交付申請)	交付申請時の 提出書類	次に掲げる各場合に定める書類を提出しなければならない。なお、継続申請にあたっては、継続とみなせる契約における期間も通算して申請することができる。	
		初年度申請	継続申請
		(1) 補助金交付申請書（様式第1号） (2) 事業計画書（様式第1号の2） (3) 空き家等の所在がわかる位置図 (4) 空き家等及び空き家が存する土地の所有者がわかる書類（公函及び登記事項証明書（原則、発行日から3か月以内のもの）の写し等） (5) 当該年度の固定資産税・都市計画課税納税通知書または固定資産税課税台帳の写し (6) 申請者の他に空き家等の所有者がいる場合は、空き家等活用承諾書（様式第1号の3） (7) 活動等誓約書（様式第1号の4）	(1) 補助金交付申請書（様式第1号） (2) 事業計画書（事業計画に変更がある場合に限る）（様式第1号の2） (3) 当該年度の固定資産税・都市計画課税納税通知書または課税証明書の写し (4) 活動誓約書（様式第1号の4） (5) その他市長が必要と認める書類

		(8)利用する範囲が分かる図面等 (9)現況の写真（外観） (10)その他市長が必要と認める書類	
第5条関係 (審査会)	—	—	
第6条関係 (交付の決定)	補助事業の 着手に含む行為	当該空き家等の使用貸借契約の締結	
第7条関係 (補助事業の 変更等)	軽微な変更	次の各号のいずれにも該当しない変更とする。 (1) 補助対象物件又は補助事業者の変更 (2) 補助事業の目的を大きく変更するもの (3) 事業計画の内容を大きく変更するもの (4) 交付決定における補助金の額に変更を生じるもの (5) 交付決定における交付の条件に変更を生じるもの (6) 補助対象経費の金額を大きく変更するもの (7) その他市長が認めるもの	
第8条関係 (実績報告)	実績報告時の 提出書類	(1) 補助事業実績報告書（様式第8号） (2) 当該空き家等に係る使用貸借契約書の写し（年度内の使用貸借期間のわかるもの） (3) 当該空き家または空き地に係る納税がわかる書類（納税証明書等） (4) 地域団体等からの当該年度の活動実績報告書（様式第8号の2） (5) その他市長が必要と認める書類	
	例外要件	—	
* その他の事項		(1) 地域活動の継続期間は、使用貸借契約締結後、バンク登録団体が地域活動を開始した日の属する月の翌月から起算する。 (2) 継続申請を行う年度において申請時において予算の上限を超え又は当該年度の受付期間を終了した場合には、当該年度の継続申請はできない場合がある。 (3) 空き地について1筆のうちの一部を地域活動に供するため使用貸借する場合における補助金の額は、地積で除して得た額に、地域活動に供する部分の地積を乗じて得た額を限度とする。 (4) この別表に基づく補助の交付を受けた物件は最後の年度から10年以上経過しない間は同一物件について再度初年度申請できないものとする。 (5) 年度途中において使用貸借を開始または終了した場合には、補助金の額は、補助対象経費の額を12で除して得た額に、その年度における使用貸借期間の月（各月1日が事由発生日の場合以外の	

	<p>事由発生の日の属する月及び各月末日が終了の日の場合以外の終了の日の属する月を除く。)の数を乗じて得た額を限度とする。また、この別表に基づく補助金の額は同一の所有者（当該空き家等の共有者の場合を含む）に対し、補助事業を実施する年度につき補助金の額の合計の上限を 1,000 千円とする。</p>
<p>施行履歴</p>	<p>制定 令和 2 年 6 月 1 日（旧要綱）  改正 令和 3 年 4 月 1 日（旧要綱）  令和 4 年 4 月 1 日（旧要綱）  令和 5 年 4 月 3 日  令和 6 年 4 月 10 日</p>